平成２８年（フ）第２０７号
相模原市南区東大沼４丁目15番17号
債務者　澤田　弘之
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞木　康州
4　破産債権の届出期間　平成28年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月13日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２１５号
静岡県浜松市中区高丘東１丁目10番75号
債務者　内山　光雄
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　一統
4　破産債権の届出期間　平成28年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月14日午後３時
6　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第６１号
茨城県古河市尾崎2842番地内２
債務者　高田　武人
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志村　和俊
4　破産債権の届出期間　平成28年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年10月４日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１０８０号
横浜市保土ケ谷区岩井町25番地１　ヴィラエスポワール保土ケ谷305号
債務者　森　　寿雄
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　進一
4　破産債権の届出期間　平成28年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年８月22日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２３号
広島市東区戸坂出江２丁目８番14号
債務者　占部　朋子
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　達麻
4　破産債権の届出期間　平成28年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３２５号
広島市西区東観音町30番13―502号
債務者　美川印刷こと　**角**田　義治
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川栄治
4　破産債権の届出期間　平成28年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３２６号
広島市西区東観音町30番13―502号
債務者　**角**田　治道
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川栄治
4　破産債権の届出期間　平成28年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５号
兵庫県洲本市五色町広石中1145番地
債務者　坂本　直樹
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺岡　良祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第１１０号
函館市富岡町３丁目２番２号　グランディール富岡Ⅲ　10号室、住民票上の住所北海道北斗市向野２丁目23番４号
債務者　阿部　良大
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　維新
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月31日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１６５号
神戸市東灘区御影１―15―13　801号、住民票上の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目６番10―207号
債務者　焼肉尼崎牧場ことそうざいやおかんこと　丸橋　悦孝
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　唯人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５９号
群馬県太田市石橋町47番地
債務者　戸辺　和利
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平賀　真明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第９７５号
横浜市南区井土ケ谷上町23番31号　井土ケ谷上町アパート１Ｆ
債務者　林田　秀一
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木美紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月８日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３３号
山梨県北杜市高根町村山北割1595番地107　上の原住宅　Ｂ―203号
債務者　鈴木　　誠
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹津　備文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３２号
福岡県大川市大字向島2250番地２
債務者　野中建具店こと　野中　一繁
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花田　芳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
福島県伊達市霊山町掛田字雪内３番地６市営住宅谷津団地Ⅰ棟４号
債務者　久野　季恵
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　正博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
福島地方裁判所